

第7回神奈川県地域年金事業運営調整会議 議事要旨

1. 開催日時：令和元年6月7日（金） 14：00～16：00

2. 場 所：横浜港運健康保険組合 保健センター

3. 出席委員：

関 ふ佐子	（横浜国立大学 大学院国際社会科学研究院 教授）
小寺 俊弼	（神奈川県地域型年金委員会 会長）
山崎 隆朗	（神奈川県社会保険労務士会 専務理事）
須藤 浩之	（神奈川新聞社 取締役総務局長）
原田 正俊	（横浜市健康福祉局生活福祉部保険年金課 課長）
西崎 勝己	（厚生労働省関東信越厚生局年金調整課 課長）
吉原 利夫	（全国健康保険協会神奈川支部 支部長）
谷田部 祐一	（全国国民年金基金神奈川支部 支部長）

4. 議題

- （1）平成30年度 神奈川県地域年金展開事業の事業実施報告
- （2）令和元年度 神奈川県地域年金展開事業の事業計画
- （3）その他

5. 意見概要（○：委員意見等 ●：機構からの説明）

- 平成30年度の事業実施報告での課題や、これまでの会議で出た意見及び課題への対応が、令和元年度の事業計画に反映していないように思われる。きちんと落とし込まなければならないと思う。
- 平成30年度の事業実施報告での課題や、これまでの会議で出た意見及び課題への対応も反映しているところであるが、より反映された状態となるよう検討する。
- 新しい取組として特別支援学校での年金制度説明会がある。このような取組は必要だと思う。このような事業を進めていただきたい。
- 特別支援学校での年金制度説明会については、東北地方でもかなり力を入れている。保護者から大変良い評価を得ている。引き続き進めていただきたい。障害年金は非常にわかりにくい部分もあるので、もっと頻繁に実施していただきたい。地域連携事業についても、事業所に対して実施していると思うが、年金制度説明会を開催したほうが良いと思う。特に定年退職前の方の場合、今までは会社が手続きをしていたが、これからは自分が手続きをしな

ければならないという不安が大きいと聞いている。事業所の規模に関わらず、退職前の方への年金制度説明が重要ではないかと考えている。

- 神奈川県では、特別支援学校での年金制度説明会は、2年前から本格的に実施してきた。今後も進めていきたいと考えている。
退職者向けの年金制度説明会については、開催数が増えていないのが現状である。アプローチ方法を検討していきたい。
- 東海大学で学生納付特例制度の周知を行い、効果がかかなりあったということだが他の大学ではできないのか。
新しい試みとして横浜で出張年金相談を実施したことは良い事だと思うが、相談者が少ないのではないかと。効果的な方法があるのではないかと。
- 東海大学では、事前に学生にメールなどで周知を積極的にしてもらったので、効果が高かったと考えている。別の大学でも実施しているが、実施数はまだ少ない。今後も大学へのアプローチをしていきたいと考えている。
- 横浜での出張年金相談では、相談ブースでの相談者数は多くないが、チラシの配布時や受付時の短時間の相談がかかなり多くあった。
反省点としては、広報が足りなかったことがある。今年度も実施する予定であるが、しっかり広報し相談者数を増やしたいと考えている。
- 大学によって学生に周知できるところとできないところがある。学生にメールで案内することができない大学もある。大学生は各々授業をとっているため、一斉に学生を集めて年金セミナーをすることが難しい。
- 3年に一度行っている国民年金の実態調査によると、学生納付特例制度の周知度は80%以上である。保険料の滞納者は約10%である。ということは、この約10%の方を救済できるかということになる。大学に協力を依頼しているのが、本人の代行という形で学生納付特例の申請していただくことである。1件につき500円となっている。皆様も、大学に対して、学生納付特例法人になっていただくことをプッシュしていただきたい。
神奈川県内では学生納付特例法人がかかなり少ないので、日本年金機構でもがんばってもらいたい。
- 大学の収入となるので、アプローチの窓口が財務部などになるのではないかと。
- 学生納付特例制度の周知というアプローチもあると思うが、保険料を納めてもらうのが良いわけであって、それを考えると、学生はお金がないので、実際に納めていただく親へのアプローチを考えた方が良いのでは。保険料を納めれば社会保険料控除を受けることができる。
- ほとんどの学生は住民票を異動していない。年金手帳や納付書などは親元に届いているはずである。23%の学生が納付しているが、だいたいは親が

納付していると思われる。中には住民票を移動している学生もいるが、アルバイト代は生活費に消えているだろう。学生納付特例制度は知っているが、手続きが面倒で、面倒だから手続きをしないというのが多くの学生の意見である。未納のままであると、例えばサークル中のけがにより障害になった場合は、障害年金が出なくなってしまう。このようなケースを防止するために、学生納付特例法人を周知しているが、なかなか進んでいない状況である。

- 特別支援学校での年金制度説明会の取組は、非常に良い取組だと思うので進めていただきたい。保護者や教職員が不安に思っているから需要があるのだろう。また、学生は年金制度全体に対しても不安があると思う。学生がどんなことを不安に思っているかを考え、伝えるべきだと思う。

- 中高年の引きこもりが問題になっている。引きこもりの方たちは収入がない。将来の収入は年金しかないと思うが、日本年金機構として対策をとるべきではないか。

日本年金機構として外国人の適用対策などはどうなっているのか。

- 引きこもりの対策として日本年金機構としては無年金、低年金を防止するために保険料の納付、免除の勧奨を行っていくことが重要であると考えている。

外国人の適用対策は、実習生や特定技能取得者は労働者であるので、厚生年金の適用になる。日本年金機構として事業所に対して事業所調査を行い、適用しているという状況である。留学生に対しては、大学において学生納付特例の周知や納付の勧奨を行い、未納にならないよう対策をとっている。

- 国民健康保険では、在留資格の更新の際に未納保険料があると、在留資格の延長ができなくなるが、年金ではどうなのか。

- 年金ではそのような仕組みはない。

- 例えば日本にいる外国人実習生が亡くなったときは、外国にいる家族に遺族年金は支給されるのか。

- 遺族年金の支給要件にあてはまれば、家族が外国にいたとしても支給される。

- 年金委員の拡大をどうすればよいと思うか。

- 協会けんぽでは事業所に対して何度も勧奨した結果、かなり健康保険委員が増えた。日本年金機構でも勧奨を続ける必要があると思う。

- 勧奨を継続していきたい。

- 社会保険労務士に年金委員の肩書がつくと、どれくらいメリットがあるのか。

- 特にないと思う。

- 平塚年金事務所に年金相談で派遣してもらっている社会保険労務士には、

全員、地域型年金委員になっていただいている。

最近の取組では、職域型年金委員が事業所を退職するときに、地域型年金委員になっていただくようお願いしている。今後も取組を継続していく。

- 地域型年金委員になるためには、国・地方公共団体職員として年金事務に従事したことがある方、自治会長・社労士・民生委員などの条件があることも問題である。また、年金委員の知名度が低い事も年金委員が減少している原因のひとつであると考えている。
- 年金委員には、自治会での年金制度説明会の開催のアレンジャー的な仕事をしてもらえば良いのではないかと。そうすれば条件が必要なくなるのでは。
- 年金委員の目標数値がないので、どれくらい増やせばよいかわからない。しかし、もっと増やさないと年金の広報のためは良くないと思う。
- 特に地域型年金委員では、委嘱より解嘱が多い。解嘱の理由は、高齢のためチラシの配布ができないなどの理由が多い。
- 地域型年金委員になっても組織がないと活動が出来ない。
- 自治会などの方は、年金の話が聞きたいとしてもどこに依頼してよいかわからない。年金委員は、そういう方たちと日本年金機構を繋げるような役割を担えばよいのではないかと。
- 新聞記者も年金のことを詳しくは分からないと思うので、説明会を開催してもらっても良いと思う。

以前、神奈川労働局と典型的な労働争議、急に解雇されたなど、10回くらいの特集を組んだことがある。年金でも代表的な相談など、Q & A、シリーズなどできれば良いと思う。

- 出張年金相談会だが、社労士会も同じ場所で相談会を3日間行っており、1000人くらいの相談を受けている。労働関係が650人くらい、年金関係が350人くらい。最近の年金相談はいくらもらえるかということが中心。プライバシーは重要であると思うが、堅苦しい会場づくりよりも、ちょっとよっていこうかという雰囲気の方が効果が上がるのではないかと。ブースを増やした方がよいのではないかと。
- 日本年金機構としては、特定個人情報など個人情報の取り扱いは厳格に行わなければならない。
- 社会保険労務士会でも同じ場所で開催しているのか。ブースはどれくらいなのか。
- 同じ場所である。40くらい。
- パーテーションは必要であると考えている。当日は4ブースが常に埋まっているわけではなかったから、ブース数が少なかったから相談者数が伸びなかったのではなく、広報が不足していたと考えている。また、年金事務所

で行うレベルの相談を実施した。

- 相談者数が少ないということは、広報を考えなければならないのではないのか。
- 社労士会は新聞などでも大々的に広報している。日本年金機構はホームページや年金事務所内にチラシを配布するなどしかできない。課題であると考えている。